

平成 2 2 年度の負担金の徴収及び交付金の交付状況

支援機関では、電気通信事業法第 1 0 9 条及び 1 1 0 条の規定に基づき、毎年度総務大臣の認可を受けて、基礎的電気通信役務に係る負担金を徴収し交付金を交付しています。

平成 2 2 年度は、平成 2 2 年 5 月から平成 2 3 年 4 月までの 1 2 か月間、毎月接続電気通信事業者から負担金（平成 2 2 年 2 月以降の毎月末の算定対象電気通信番号につき 1 番号あたり月額 8 円の番号単価で算定）を徴収し、基礎的電気通信役務を提供している適格電気通信事業者（NTT 東・西）に対し、補てん対象額 1 8 8 億 1 , 3 9 8 万円（NTT 東・西の自己負担分を含む）を交付金として交付し、また支援機関の業務費 6 , 3 5 6 万円（平成 2 1 度予算に基づく借入金）の返済に充当しました。

（なお、平成 2 3 年度に適用される月額 7 円の番号単価は、平成 2 3 年 2 月以降の算定対象電気通信番号から適用され、同年 5 月から負担金の徴収が行われています。）